

会議の名称	(番号) 1 - 0 2	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会
開催日時	令和元年12月2日(月曜日)午前10時から午前11時まで	
開催場所	庁議室(区役所庁舎7階)	
出席者	<p>【委員】 阿部 修三、岡本 正紀、鎌形 由美子、佐生 勝英、千野 美智子、西 恭三郎、廣田 健史、本多 清司、山口 あい子、山田 昇</p> <p>【区】 総務部長、総務課長、職員課長、区議会事務局長</p> <p>委員10名、区4名</p>	
議題	<p>1 会長の互選</p> <p>2 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料及び期末手当の額について</p>	
配付資料	<p>1 次第</p> <p>2 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会委員名簿</p> <p>3 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例</p> <p>4 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>5 墨田区長等の給料等に関する条例</p> <p>6 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例</p> <p>7 各区特別職給料月額及び議員報酬月額</p> <p>8 各区特別職期末手当支給月数</p> <p>9 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要</p> <p>10 墨田区特別職給料月額等改定推移</p> <p>11 墨田区特別職の給料月額及び議員報酬月額改定案</p> <p>12 墨田区特別職の期末手当支給月数改定案</p> <p>13 意見聴取文(写)</p>	
会議概要	<p>1 会長の互選 会長に鎌形由美子委員を互選した。 なお、鎌形会長が会長職務代理者に山口委員を指名した。</p> <p>2 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料及び期末手当の額について 区長からの意見聴取文記載のとおり改定することに異議がない旨答申することとした。なお、答申文の作成及び提出については、会長に一任した。</p> <p>(委員の主な発言)</p> <p>・人事委員会の勧告では、給与についてはマイナス改定であるが、引下げの根拠・サンプルを、改めてお聞きします。</p> <p>企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所の民間給与との比較となっています。また、なぜ、引下げとなっているのか、昨年からの経緯もあるため、説明をさせていただきます。平成29年度に、行政系人事給与制度を改正し、適正な職と給与との関係を見直し、職層構成を8層制から6層制に変更しました。この制度改正時に設けた一定の経過措置のなかで、一過性の歪が生じ、平成30年の公民較差は、9,671円となりました。本来、勧告を尊重し改定を実施するのですが、30年ぶりに行った行政系人事給与制度の改正に伴う経過措置のなかで生じた一過性の歪み、また、実際の民間等の経済情勢、国や東京都の</p>	

状況は、引き下げを行うような内容でないため、区長会の判断により、昨年度は改定を実施しないこととなりました。その後、一過性の歪を生じさせない努力を行い、今年の較差は2,235円となったということで、全てを解消しきれていない状況にはあるが、今年度は実施することとなりました。

- ・人事委員会における実態調査のサンプル設定は、昔と違うと思いますが？

比較をする際には、先ほど説明のあった企業の規模というものがあり、特別区内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上ということで、1万57ほどあり、そこから抽出した1,148事業所を対象として比較をしています。平成18年の設定後、内容の変更はしていません。

従来は、大企業との公民較差で行っていたと思います。それまでの人事委員会のサンプルは、大企業中心であったため、それだと実態的にあわないのではないかとの意見等があり、改定されたと記憶しています。また、区民目線からいうと、墨田区は低所得の方が多いため、比較すると、区民より公務員の方が高いとのバッシングもありました。

- ・昇任しない「たまり」の部分があり、それは、労働環境の問題なのでしょうか、モチベーションの関係なのでしょうか？昇任試験を受けたくない人が多い実態もあります。

このような問題があることも認識しており、そのために人事任用制度を変えています。本当は、主任主事だった者が上級職へ上がってもらうことが、管理運営側の考え方ではありますが、まだ職員に受け入れられていない状況にあります。より昇任すべき適格者を昇任させる必要があります、その努力はしていきます。いろいろな立場で、運営等についてご意見もあると思われませんが、ご理解いただきたいと思えます。

- ・一番感じているのは、本当に基礎的自治体として、区民のために奉仕をする生きがいを持てるのかどうなのかということです。現場との板挟みにより、モチベーションを保つことが難しく、こういう点からも、労働環境問題は重要であり、問題提起をしておきます。

- ・消費税が上がるにもかかわらず職員の賃金を下げるという問題は、民間との較差解消の問題もあるが、納税との関係もあるし、基礎賃金的にどうなのか、何か試算はあるのでしょうか？

給与条例の中では、12月分に遡っての所要の改定はしないこととなっており、実際の職員の年収ベースでは5万1千円増加することとなります。その増加率は0.8%となり、単純に比較できるかどうかという問題はありますが、令和元年10月（前年）同月比でいえば、0.4%増であり、この点からいうと若干上回っています。今後、消費増税の影響が出てくる可能性もありますが、10月時点では、以上のとおりです。

低所得の区民目線から見ると基準の考え方が変わるが、購買力を高め、成長させる点からいえば、サンプルの取り方についてどうなのかも含め、区民全体の所得が上がるよう、生活が安定できるよう、区民全体のこととも考慮しつつ、検討する必要があります。

- ・このサンプルでいう、50人以上の規模の企業とは、墨田区内に限定されているのか？

東京都区部のなかのものです。

- ・最終的に、月例は下がり、ボーナスが上がり、年間通じて給与はアップすることに

については納得した。

- ・資料6の区長の給料等の順番は、各区の行政規模等を参考に決定しているのでしょうか？

区の人口や財政状況により決定されるのではなく、各区とも同様の審議会が設置されており、各々の考え方、異なる判断に基づき決定され、今のような順位となっております。

最初は、東京都の内部組織として決められており、これが、各区それぞれ首長を置く選挙が行われ、それから、それぞれの区が、区の状況に応じて、審議会の答申をもとに決めています。そのため、大きなひらきはないと思われます。

- ・区民目線からみれば、中小企業の多い墨田区では、増額は厳しいと感じます。いろいろな面において区民目線で、いろいろと考えて欲しいと思います。

23区の場合は、統一した人事委員会制度があり、そうした中で、給与のサンプルは23区共通での算定となっているため、区民目線は重要な観点ではありますが、制度上において23区共通での公民比較となっています。

- ・各区、人口規模や企業数、また議員数や職員の人数も異なり、そういった中でもって収益性がどうなっているか、事業者としては、そういう目線で見ることが必要です。

人事委員会制度以外にも、23区で財政の調整を行う仕組みがあり、都民からいただいたものを、区の状況に応じて、調整したところだけに配分するのではなく、23区の状況に応じて配分しているため、このような状況を踏まえ、人事委員会制度においても、このような仕組みとなっています。

行政としての理屈は分かるが、区民目線からみると、そのような認識はないため、ギャップをどのように解消していくのか、全体のことを考えていくことだけではなく、区民目線からいうと、かけ離れているかなと感じます。

区は、区としての考えもあるが、この審議会においては、今までのさまざまな状況を踏まえ、報酬等は引き下げとの答申により、改定してきた経緯もあります。

企業から収益に対し、固定資産税等の税収が上がって、その分配として各区に配分されていると思われます。

補足として、固定資産税等の調整三税は、23区分配の共通財源であり、企業のあるところだけではなく、23区の中において調整しています。

- ・結果として、諮問文のとおりの内容で異議はない。
- ・給料がマイナスとなり、職員のモチベーションが気になる。
- ・給料はマイナスとなるが、ボーナスで補填される形であるが、月々の給料明細を見るたびに引下げを実感し、モチベーションが下がることが気になるため、職員の理解さえ得られれば、やむを得ないのかなと思う。
- ・民生委員として行政の方々と仕事をする機会も多く、職員の給料が下がるのはいかなものかとも思うが、トータルで少し上がるというので、いろいろ区民目線からということで、どうなのかという面もあるが、皆さんのいろいろなご意見を付け加えて、諮問どおりでよいと考えます。